

介護老人福祉施設 玉成苑 の運営規程

(施設の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千成会（以下「事業者」という。）が設置する介護老人福祉施設 玉成苑（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び運営に関する事項を定め、要介護状態にある入居者に対し、介護保険法に基づく適正な介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(施設の運営の方針)

第2条 事業者は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重した施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものである。

2 事業者は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市区町村、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人福祉施設 玉成苑
- (2) 所在地 神奈川県横須賀市長浦町5丁目80番1
- (3) 入居定員 102名
- (4) ユニット数及びユニットごとの入居定員
 - 一 ユニット数 10ユニット
 - 二 ユニットごとの入居定員 10名

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。(令和7年4月1日現在)

- (1) 管理者 1人(常勤、(介護予防)短期入所生活介護の管理者と兼務)

従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他施設の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される施設の運営に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 医師 1人(非常勤兼務)

入居者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。
- (3) 生活相談員 3人(常勤3人)

入居者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービスの調整、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉施設サービスを提供する者との連携を行う。
- (4) 看護職員 6人(常勤4人、非常勤兼務2人)

医師の診療補助及び医師の指示による入居者の看護、施設の衛生管理等の業務を行う。
- (5) 介護職員 64人(常勤兼務45人、非常勤兼務19人)

入居者の入浴、排泄、食事等の介護など入居者がある能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。

(6) 管理栄養士 1人(常勤兼務)

入居者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立の作成及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。

(7) 機能訓練指導員 1人(常勤)

入居者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善又は減退を防止するための機能訓練を行う。

(8) 介護支援専門員 2人

入居者が自立した日常生活を営むことができるよう、支援する上で解決すべき課題を分析し、適切な施設サービスが提供されるよう施設サービス計画の作成、計画の実施状況の把握及び評価を行うとともに、必要に応じて計画の変更を行う。

(9) 事務職員 2人(常勤兼務2人)

(入居者に対する施設サービスの内容)

第5条 施設サービスの内容は、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話とし、サービスの提供にあたっては、次の点に留意するものとする。

(1) 施設サービスは、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行うものとする。

(2) 施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

(3) 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。

(4) 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。

(5) 施設の従業者は、施設サービスの提供に当たって、入居者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(施設サービス計画の作成)

第6条 管理者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境をふまえ、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2 介護支援専門員は、他の従業者と協議のうえ、施設サービス計画の原案を作成し、入居者や家族に対しその内容等について説明し、同意を得た作成後の計画書を交付するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

1 介護サービス費

法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち「介護保険負担割合証」に記載されている割合(1割、2割もしくは3割)の相当額とする。

2 食費・居住費

(1) 居住費（ユニット型個室）1日 2,630円

(2) 食費

朝食410円、昼食490円、夕食490円、おやつ80円 合計1,470円（1日あたり）

(3) 居住費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

3 その他の費用として、入居者が希望する場合には次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 医療材料費 実費（特別な疾病に係る医療材料のうち、医療保険の対象とならないもの）

(2) 理美容代 カット 1,980円、パーマ5,830円

(3) 家電持込使用料 1日1台につき10円

(4) 通院送迎費（協力病院より遠方の場合） 1kmあたり20円（高速道路・有料駐車場利用は実費）

(5) 外出等の付添い費 交通費：実費、付き添いの費用：1時間あたり2,000円（1時間を超えた場合は30分あたり1,000円）

(6) 金銭管理代行費 1ヶ月 1,000円

(7) 日用品費 実費（個別に使用するもので、入居者が負担することが相当と認められるもの）

(8) 健康管理費 実費（インフルエンザ予防接種等）

(9) 教養娯楽費 実費

(10) クリーニング代 実費（施設の洗濯で対応できないもの）

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第8条 入居者は、次に掲げる事項を遵守することとする。

(1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

(2) 火気の取扱いに注意すること。

(3) けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(4) その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時等における対応方法）

第9条 サービス提供時に入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、すみやかに家族及び医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなど、必要な措置をとるものとする。

2 入居者が病気・怪我等で受診する場合には、緊急連絡先の通り家族に連絡を行う。

（非常災害対策）

第10条 事業者は、想定される非常災害に対し、その程度及び規模に応じた非常災害に関する具体的な計画を定めるものとする。

2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、年2回以上、避難や救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理に係る体制)

第11条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者等からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(事故発生時の対応)

第12条 管理者は、施設サービスの提供により事故が発生した場合にはすみやかに横須賀市、関係市区町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するものとする。

2 前項において賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(身体的拘束等を行う際の手続き)

第13条 施設は、事業の提供にあたって、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、入居者本人及びその家族に十分な説明のうえ同意を得るとともに、その態様や時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由及び解除に向けた取組を記録しなければならない。

(個人情報の保護)

第14条 施設は、入居者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 施設が知り得た入居者及びその家族の個人情報は、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供は入居者及びその家族の了解を得るものとする。

(衛生管理等)

第15条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理や衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じるものとする。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第16条 事業者は、施設の従業者の資質向上を図るため、研修の機会を設けるものとする。

2 従業者は、職務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 事業者は、従業者に対し、職務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者の離職後もこれらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に必要な事項は事業者の代表者と施設の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(法令との関係)

第17条 この規程に定めのない事項については、指定介護老人福祉施設の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年3月29日横須賀市条例第34号）、特別養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例（平成30年3月29日横須賀市条例第16号）その他関連法令の定めるところによる。

(定めのない事項)

第18条 前条にかかわらず、関係法令に定めのない事項については、理事会での協議あるいは入居者と施設の話し合いによって決めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年9月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年11月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日より施行する。